

平成29年2月20日

北海道知事 高橋はるみ様
石狩振興局長 福井 宏行様

石狩市花川南10条4丁目1番地2
田中 賢三

農地法違反の是正計画について

謹啓 春寒の候、ご健勝のこととお慶び申し上げます。早速ですが、2月14日付けの指導文書を拝受致しましたので、本文書を返答に代えて提出致します。

貴職からの文書に「当振興局の是正指導に従う考えが無いものと判断せざるを得ません」とありましたが、それは誤解です。先に提出した文書に記したように、地域の反対を押し切って造成された酪農団地により、私は芝生産を断念せざるを得ない被害を受けました。酪農団地の造成時から現在に至るまでの精神的・肉体的苦痛、経済的損失は甚大です。

北海道、札幌市とも被害を目の当たりにしながら、その事実を認めませんでした。私には、憲法で保障された生活権、生存権を侵害されたまま泣き寝入りする考えはありません。改めて申し上げますが、私や地域住民が受けた被害や不利益への謝罪や損失補償を考慮されるか、貴職が告発し司法の場で私の敗訴が確定するか、私が札幌市農業委員会に表明している農業体験型コンテナハウス構想に前向きな助言等をいただけるかした場合には、是正指導に従って速やかに建物その他を撤去致します。

なお、コンテナハウスの底地とその周辺は、自宅建設のため平成2年に取得したのですが、札幌市農業委員会に提出した4条申請書が返却されたため、前地権者の頃より耕作放棄地の状態が続いています。コンテナハウスを置くことで誰にどのような不利益があるのか、農地に復したとしてどのように営農すれば採算が取れるのか、よろしければご教示下さい。

弁明や申し送り事項はありません。

啓白

※自宅建設が許可されなかった経緯については、私のホームページ「札幌市・不渡り農政の館」をご参照下さい。今後、貴職との文書等でのやりとりはホームページに随時掲載していく予定です。記載内容に誤りがあれば訂正致しますので、メールやファクスでお知らせ下さい。